

佐倉市農村集会施設管理運営に関する規則（平成11年11月30日規則第52号）

改正後	改正前
<p>(休所日)</p> <p>第3条 農村集会施設の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</p> <p>(1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休所日)</p> <p>第3条 農村集会施設の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</p> <p>(1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日 <u>(佐倉市農村婦人の家を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p>